

旭川市とソフトバンク株式会社との
高齢者が安心して暮らせるまちづくりに係る連携協定書

旭川市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関して連携・協力して取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、市民への効果的な情報発信を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現と一層の地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

- 第2条 甲は、高齢者が安心して暮らしていくために必要な情報の収集や手続きにおいて、デジタル化の推進によって取り残されることがないように、乙と協力して、高齢者のデジタルデバイドの解消に向けた取り組みを積極的に行う。
- 2 甲は、進化するデジタル技術を活用して、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組む。乙は、甲が取り組みを進めるに当たり、可能な限りにおいて協力を行う。
- 3 甲は、その他、地域全体のデジタル化を進め、安心・安全な市民生活の実現及び地域の活性化を目指すことを乙と協力して行う。
- 4 甲及び乙は、連携・協力を効果的に実施するため、積極的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

- 第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示、漏洩してはならない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年2月13日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月13日

甲 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市長 今津 寛介



乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社
常務執行役員
コンシューマ事業統括付 兼
営業第一本部 本部長 山崎 淳司

